

（資料 8－1） 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする

などの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(資料 8－2) 気象警報の予報区



【津波予報区の配置図】



(資料 8 - 4) 津波警報

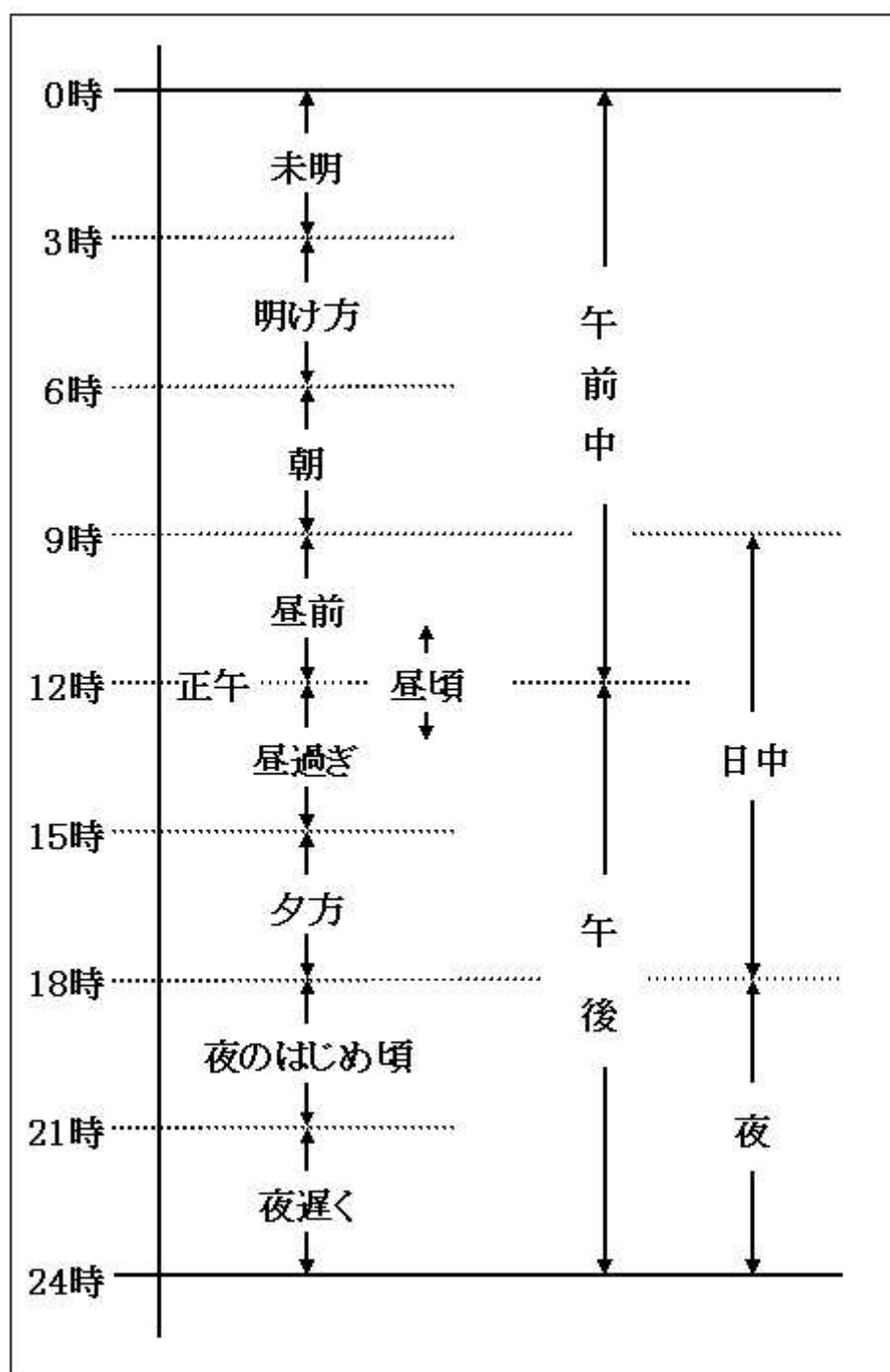
【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10 m 超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

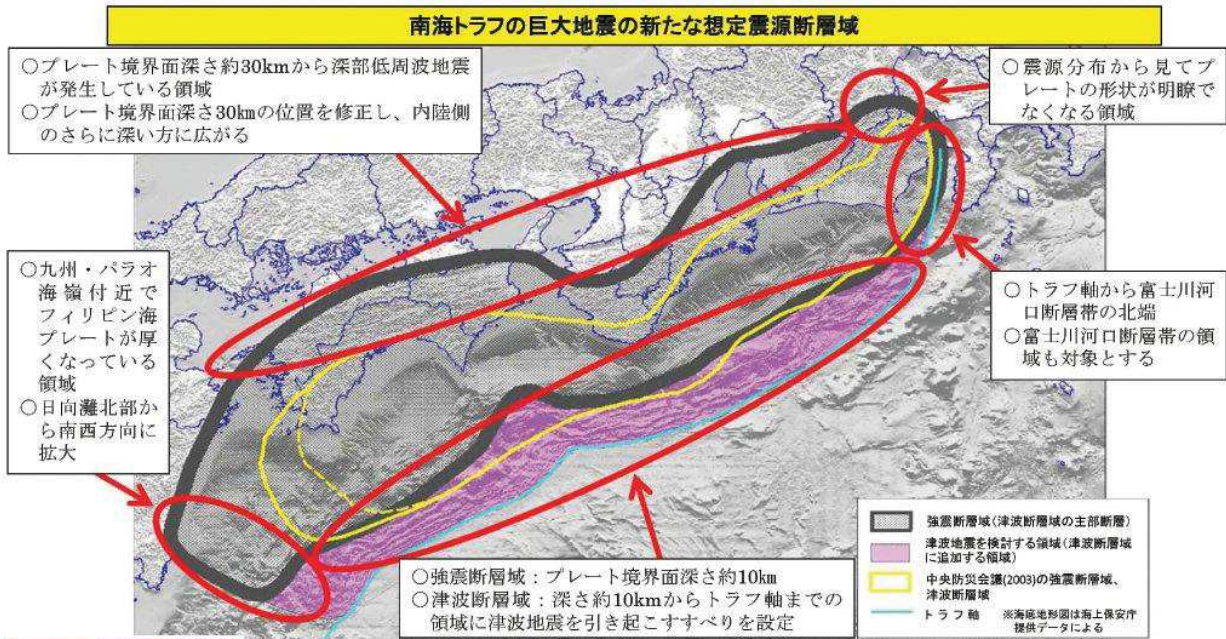
出典：気象庁ホームページ「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

(資料 8－5) 気象庁の時間区分

【1日の時間細分図（府県天気予報の場合）】



(資料 8 - 6) 南海トラフ巨大地震想定震源断層域



地震の規模(確定値)

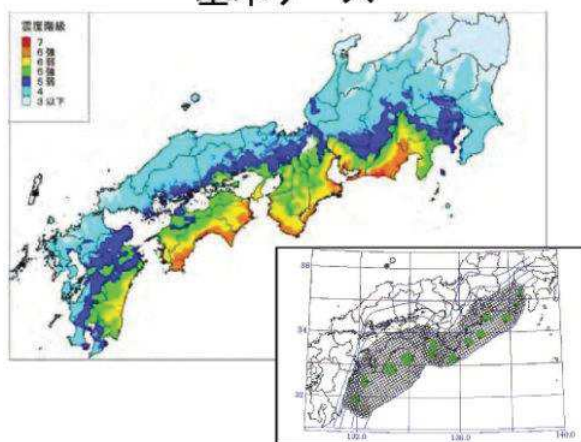
	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

(出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：最終報告(平成25年5月28日公表)、南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像)

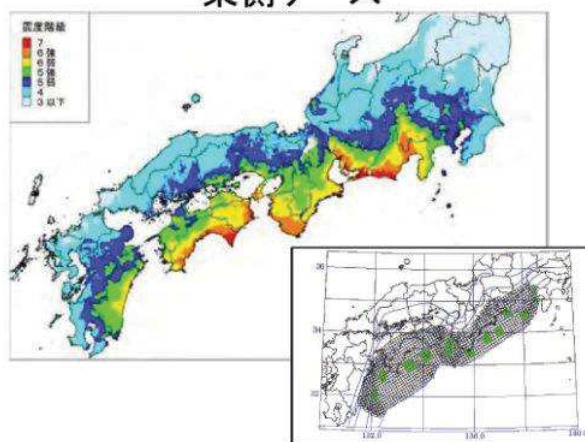
(資料 8－7) 南海トラフ巨大地震における強震動生成域の設定ケースと震度分布

強震波形計算による震度分布

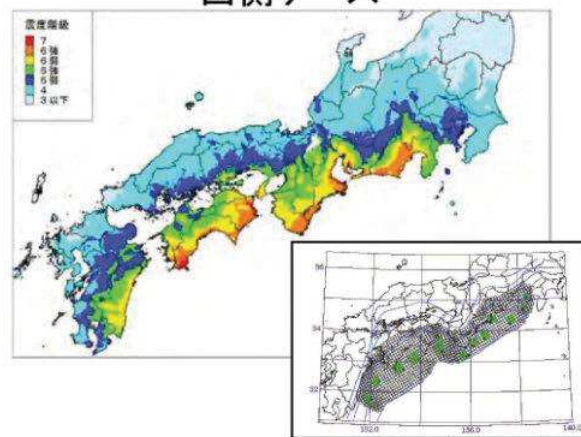
基本ケース



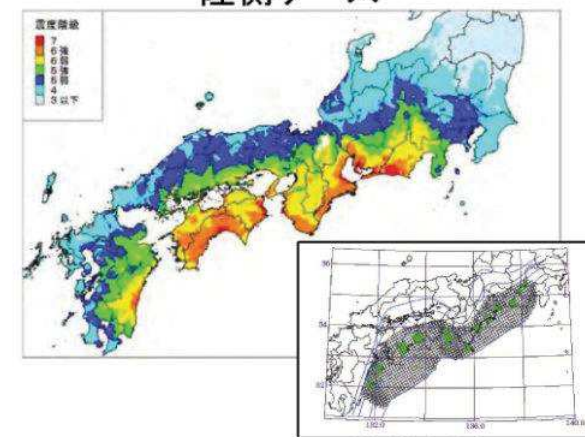
東側ケース



西側ケース

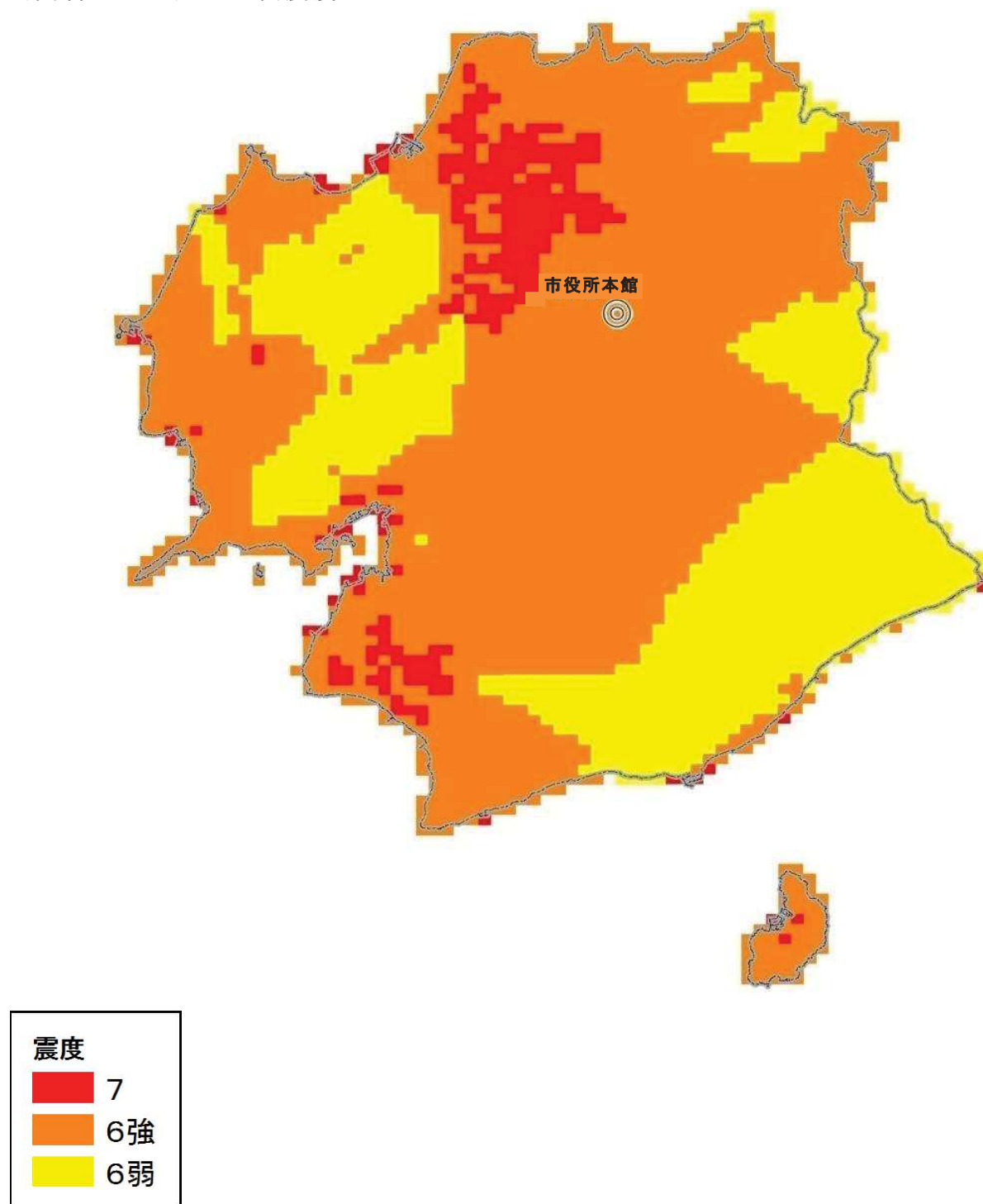


陸側ケース

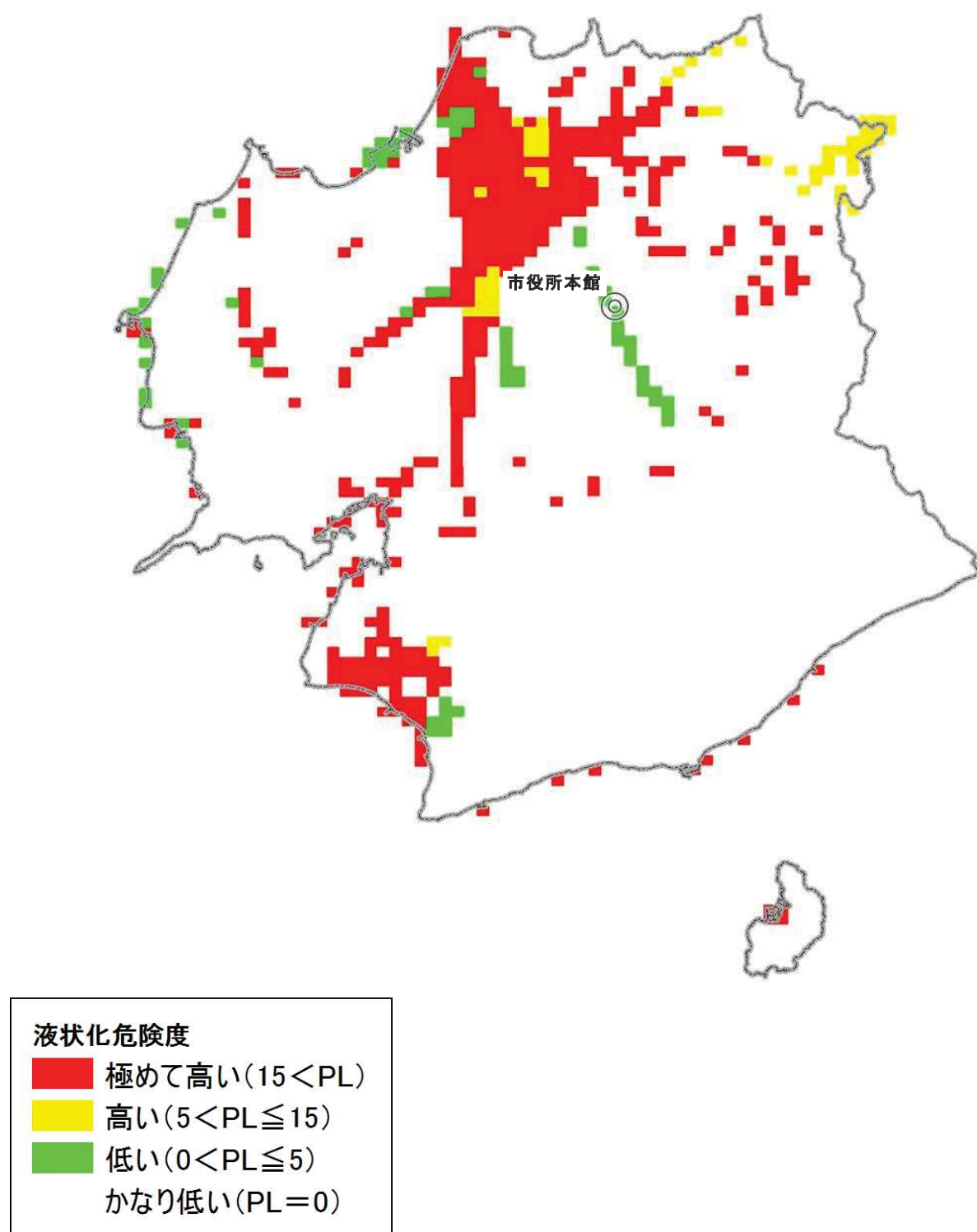


(出典：内閣府：南海トラフ巨大地震の震度分布、津波高等及び被害想定について、報道発表資料一式（平成24年8月29日発表）、資料 1－1 南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等)

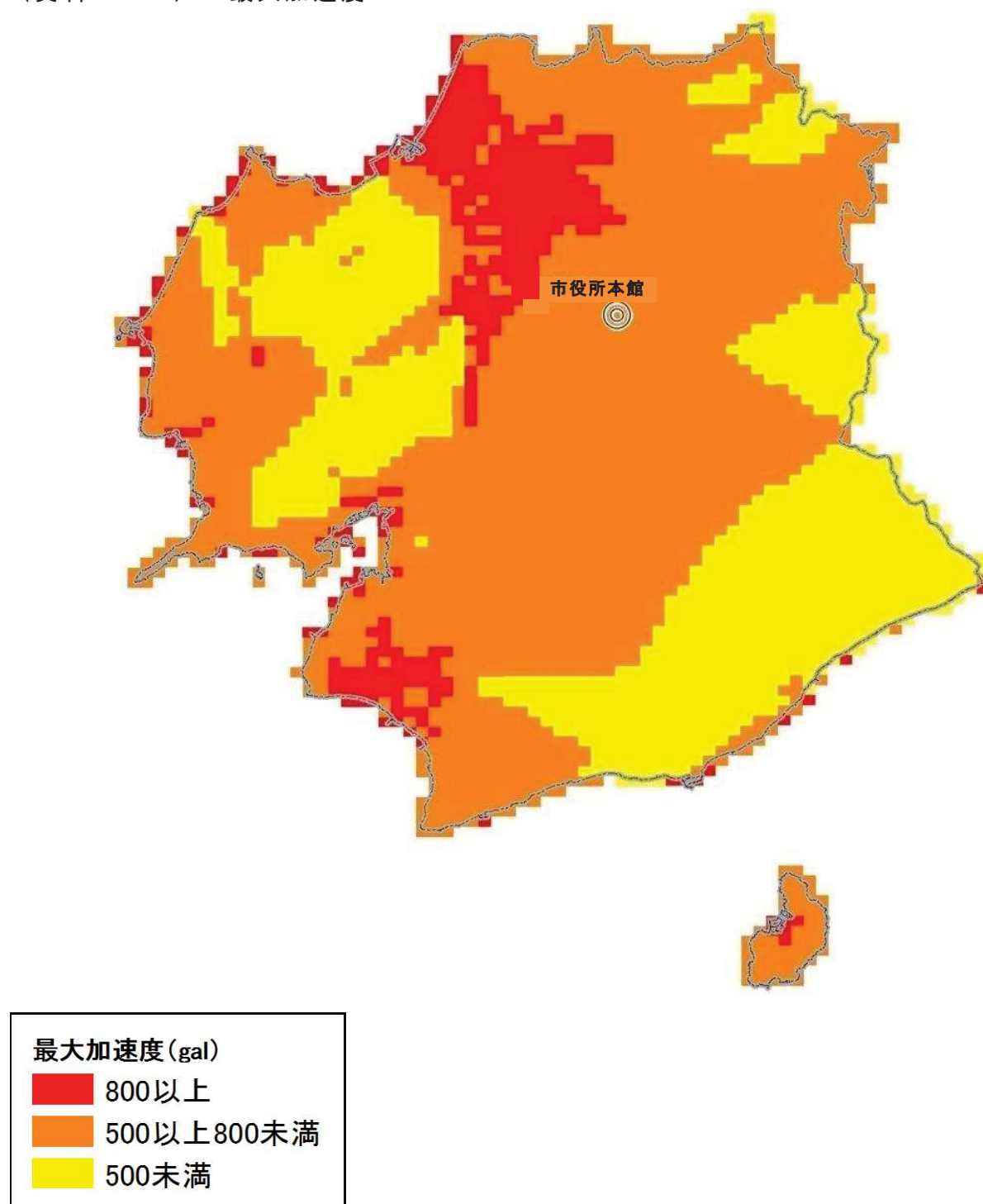
(資料 8－8) 地表震度



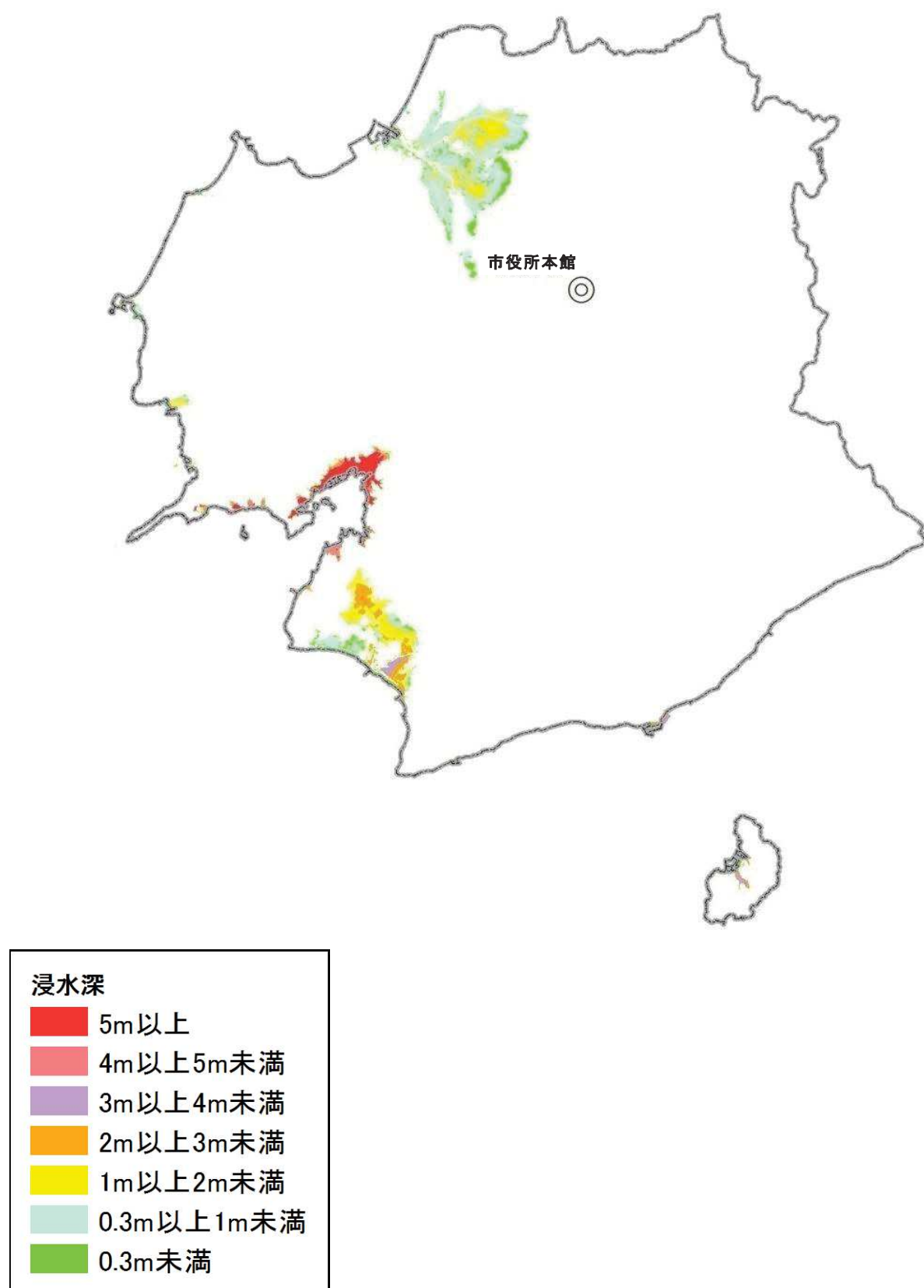
(資料 8 - 9) 液状化危険度



(資料 8 - 10) 最大加速度



(資料 8－11) 最大浸水深分布図（津波）



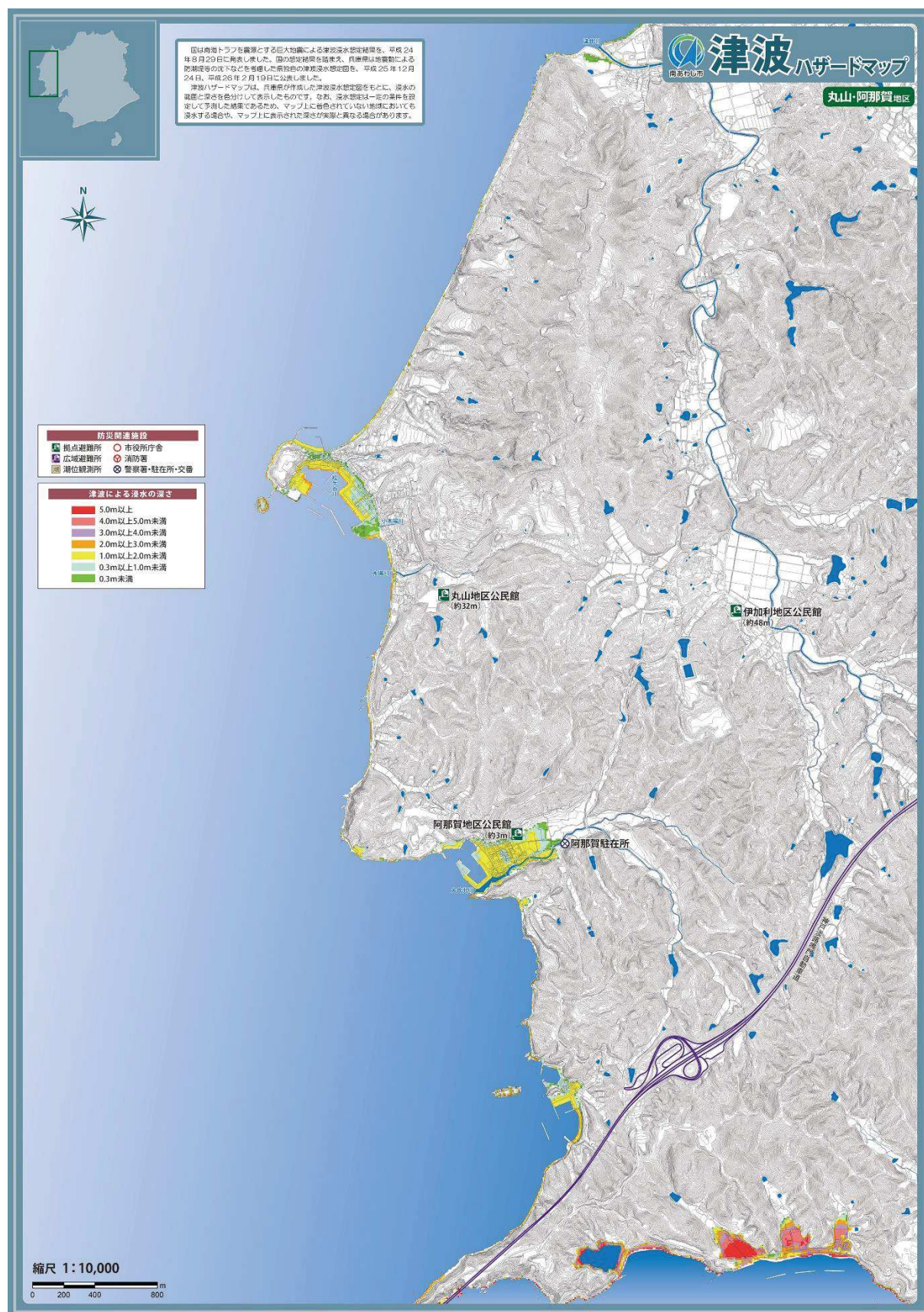
(資料 8 - 12) 南海トラフ地震防災対策推進計画を作成して津波に関する防災対策を講ずる者に係る区域図



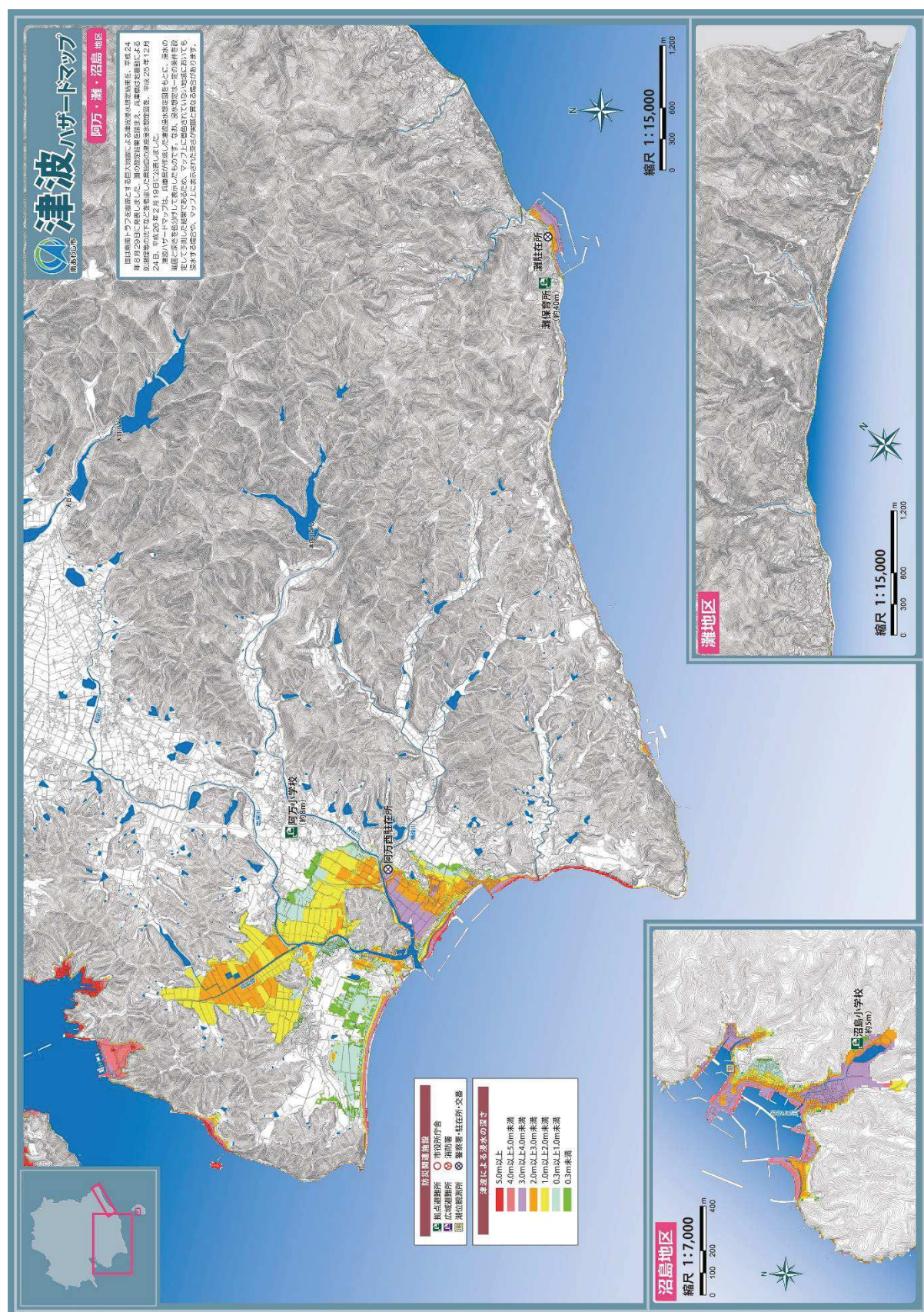
(資料 8－13) 南海トラフ地震防災対策推進計画における避難所



(資料 8 - 14) 津波ハザードマップ
○津波ハザードマップ 丸山・阿那賀

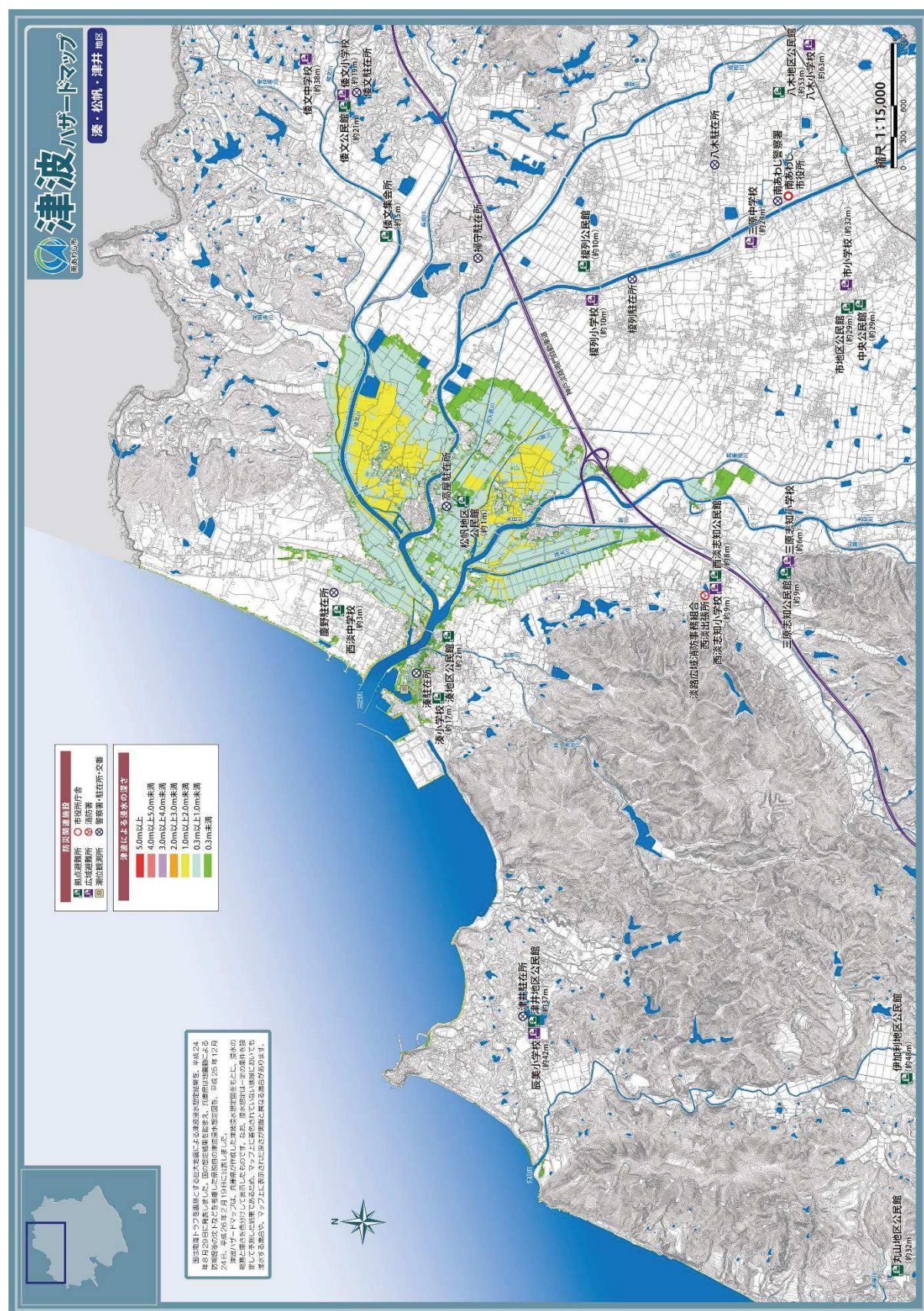


資 188



[illegible]

資 190



津波・高潮 ハザードマップ

**南海トラフ巨大地震による
津波と高潮の浸水想定範囲**

地区名	最高津波高 (m)	津波到達時間 (分) (50m水位上流)
福良	8.1	58
阿万	5.9	50
沼島	4.4	43
瀬	5.8	44
伊波	2.9	58
阿部賀	2.8	58
丸山	2.7	61
津井	1.9	69
湊	1.8	76
松帆	1.7	77

防災関連施設

- 観測所(地震災害時)
- 広域避難所(地震災害時)
- 観測所(風水害時)
- 広域避難所(風水害時)
- 市役所庁舎
- 消防署
- 警察署・駐在所・交通

津波による浸水の深さ

- 5.0m以上
- 4.0m以上5.0m未満
- 3.0m以上4.0m未満
- 2.0m以上3.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 0.3m以上1.0m未満
- 0.3m未満

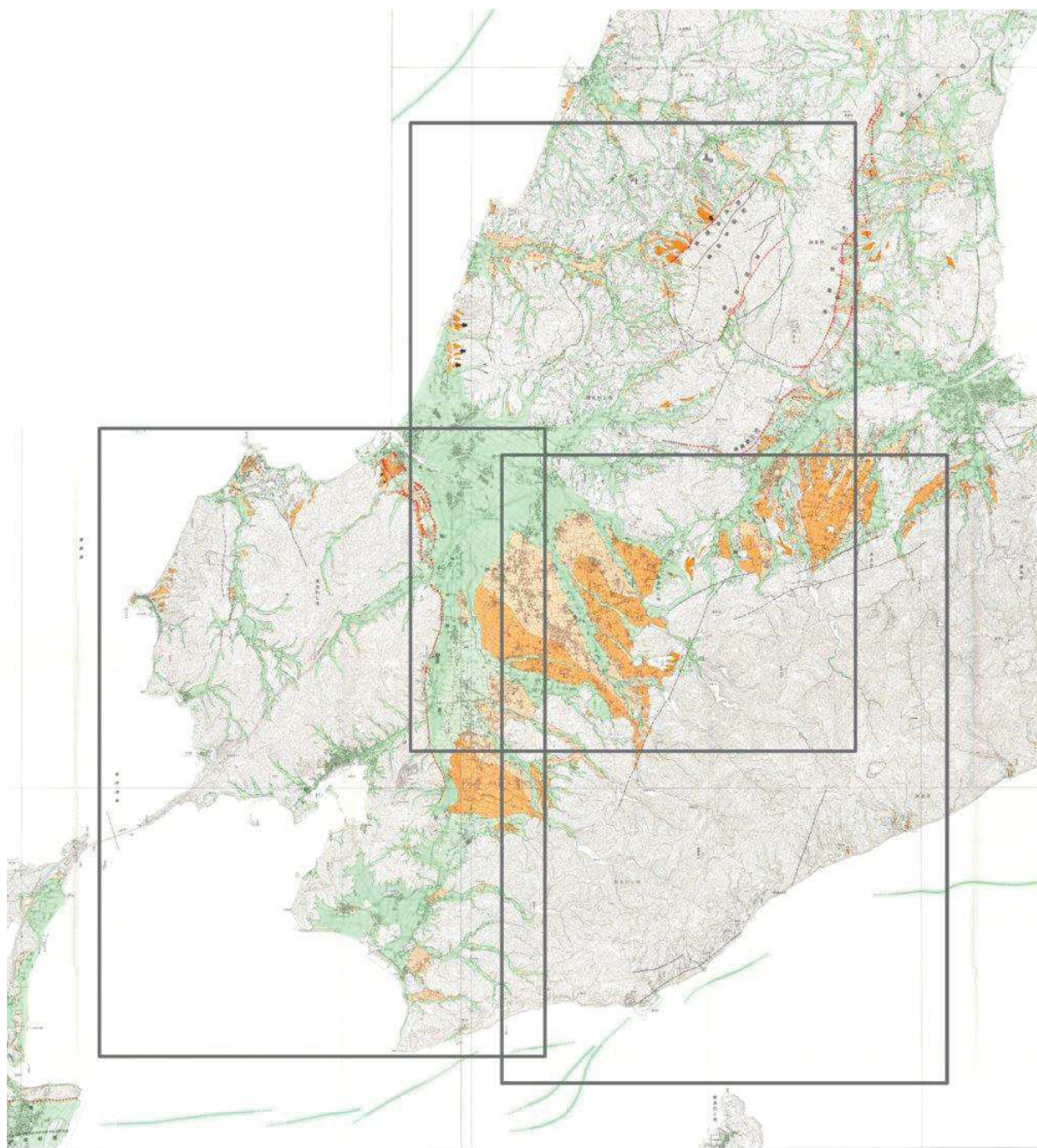
高潮による浸水のおそれがある区域

- 浸水のおそれがある区域

縮尺 1:36,000

[illegible]

(資料 8－15) 都市圏活断層図 六甲・淡路島断層帯とその周辺



記号 Legend

活断層
Active Fault



最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。

活断層(位置やや不明確)
Active Fault
(site indistinct)



活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。

活断層(活撓曲)
Active Flexure



活断層のうち、変位が軟らかい地層内で拡散し、地表には段差ではなくたわみとして現れたもの。たわみの範囲及び傾斜方向を示す。

活断層(伏在部)
Active Fault
(concealed)



活断層のうち、最新の活動時以後の地層で覆われ、変位を示す地形が直接現れていない部分。

横ずれ
Strike Slip



活断層の相対的な水平方向の変位の向きを矢印で示す。

縦ずれ
Dip Slip



活断層の上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。

地震断層
Earthquake Fault



地震発生の際に変位したことが明らかになっている活断層。この図においては、明治時代以降の地震で観察されたものに限り図示。

トレンチ調査地点
Trench Survey Site



活断層の通過地点に調査溝(トレンチ)を掘り、断層運動の解読調査を行った地点。(これまでに各種調査研究機関等によって調査が実施されたもの)

活断層露頭
Active Fault Exposure



最近数十万年間に堆積した砂礫層などを切断し、活断層であることが確実に判明した露頭。現在は露出がなくなるとも記載。

活断層の名称
Name of Active Fault

野島断層(例)

活断層の固有名称。

推定活断層(地表)
Presumed Active Fault



地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では、明確に特定できないもの。

推定活断層(地表)
(位置不明確)
Presumed Active Fault
(site indistinct)



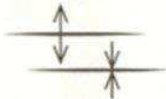
推定活断層のうち、位置が不明確なもの。

推定活断層(地下)
Presumed Active Fault
(by prospecting data)



新しい地層に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、既往のボーリングや物理探査によりその存在が推定された活断層。

活褶曲
Active Fold

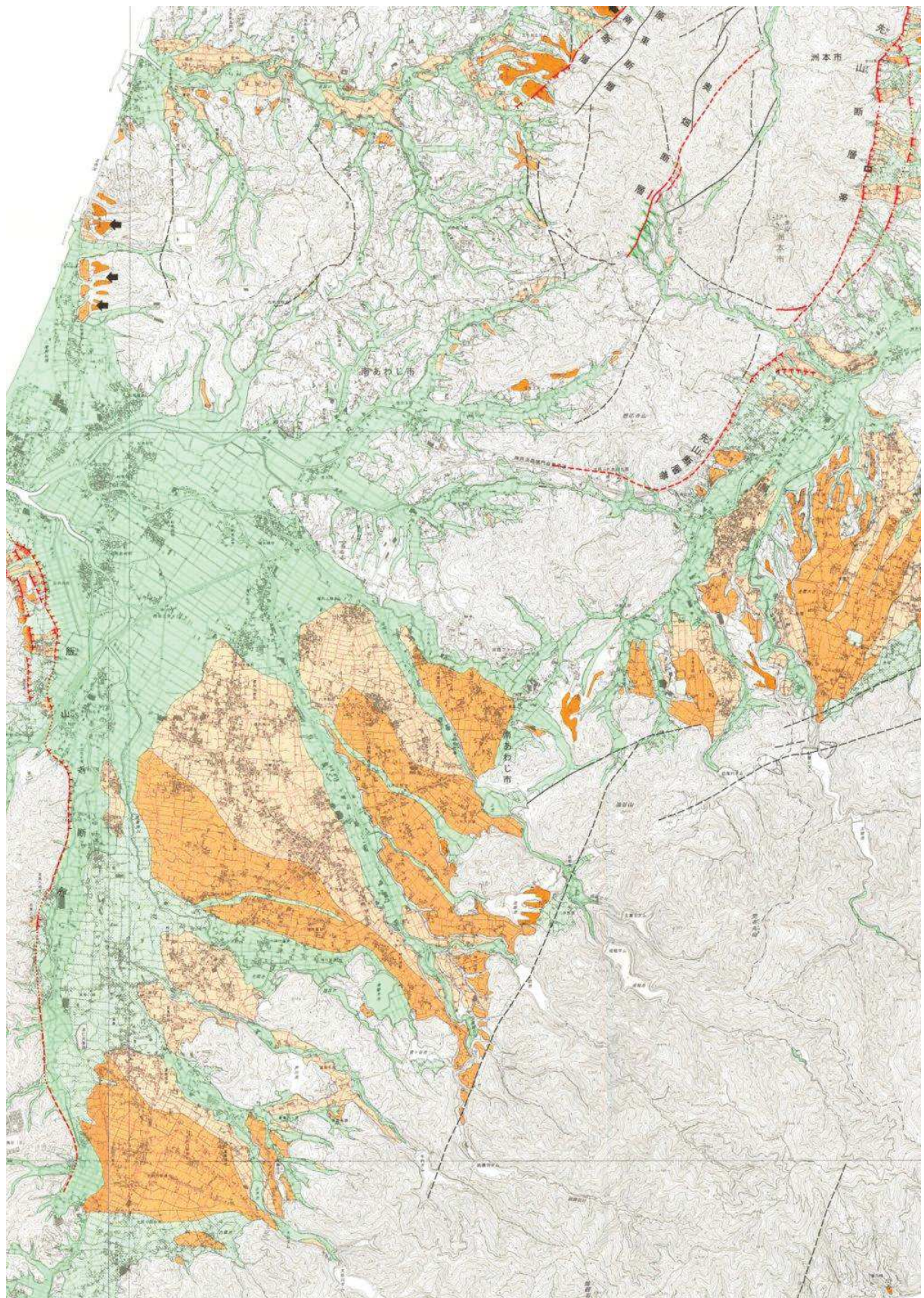


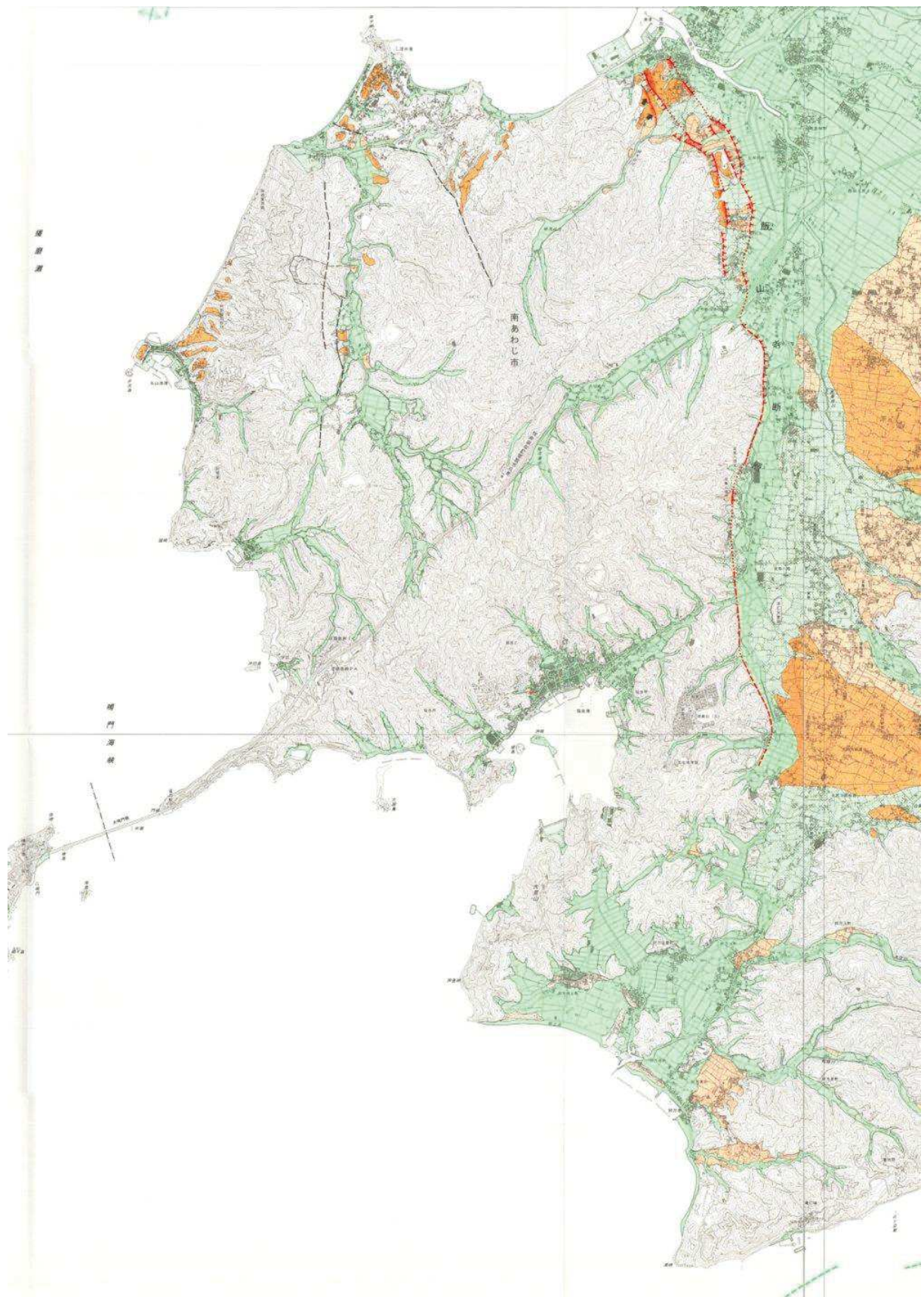
現在も続いている地殻変動により生じている波状地形。凸部または凹部を連ねた線で図示。

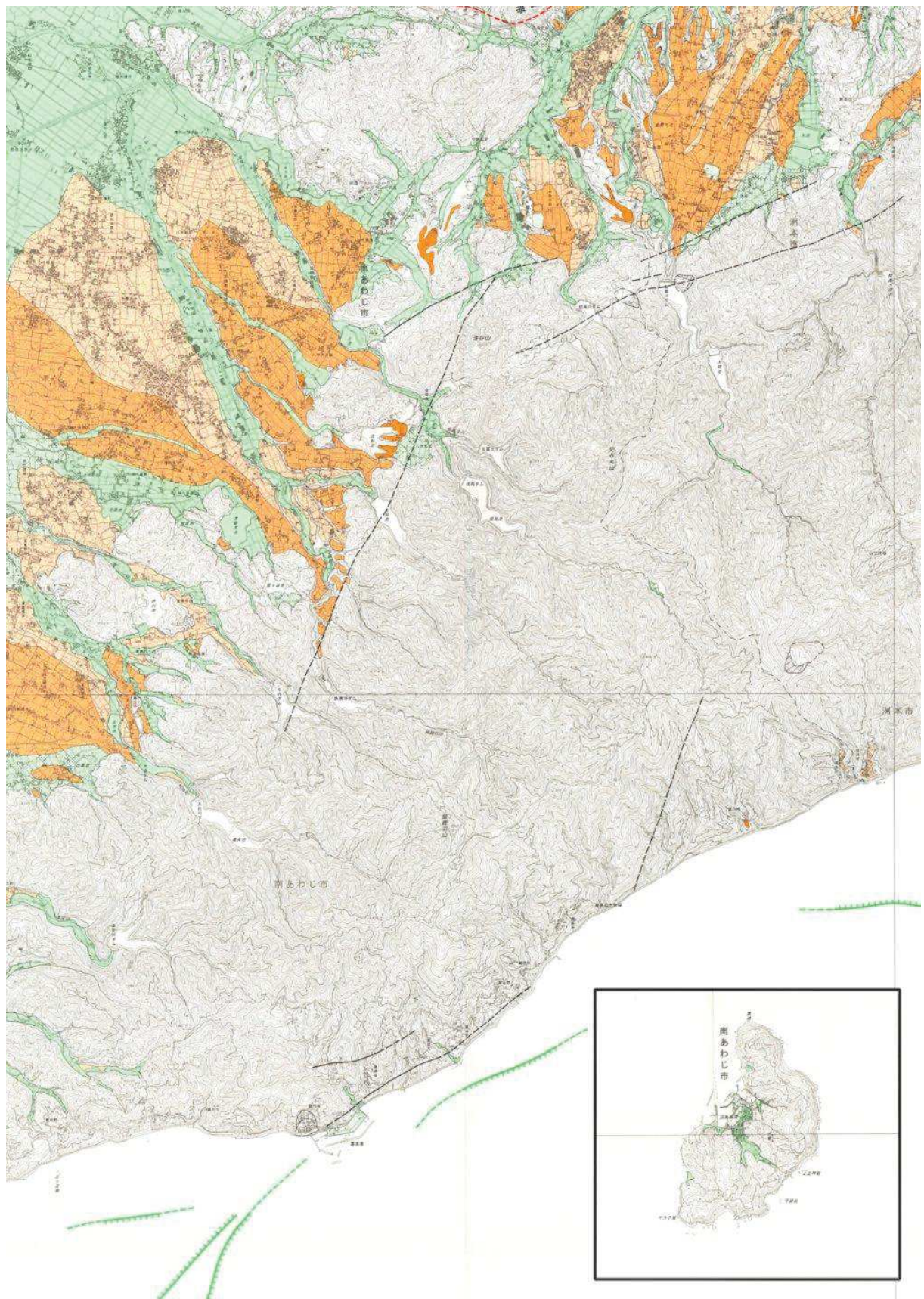
地形面の傾動方向
Tilting Surface Direction



地形面が、現在も続いている地殻変動によって傾いている場所。最大傾斜方向で図示。







(資料 8 - 16) 気象観測施設

【気象庁整備の震度観測点】

気象官署	神戸市中央区脇浜	津波地震観測点	兵庫香美町香住区三川	計測震度観測点	朝来市和田山町枚田
			加西市下万願寺町		明石市中崎
			三木市細川町		西宮市宮前町
			淡路市長澤		加古川市加古川町
特別地域気象観測所	豊岡市桜町				三田市下深田
	姫路市神子岡前				篠山市北新町
	洲本市小路谷				加東市社
					相生市旭
					宍粟市山崎町中広瀬
					南あわじ市福良
					淡路市富島

【兵庫県など自治体整備の震度観測点】

北 部	豊岡市中央町	南 東 部	尼崎市昭和通	南 西 部	姫路市家島町真浦	淡 路 島	淡路市志筑
	豊岡市城崎町		芦屋市精道町		姫路市夢前町前之庄		淡路市岩屋
	豊岡市竹野町		伊丹市千僧		兵庫神河町寺前		淡路市郡家
	豊岡市日高町		宝塚市東洋町		兵庫神河町新田		南あわじ市広田
	豊岡市但東町		高砂市荒井町		福崎町南田原		南あわじ市市
	兵庫香美町小代区		川西市中央町		姫路市香寺町中屋		南あわじ市湊
	新温泉町場		小野市王子町		たつの市新宮町		
	養父市八鹿町		猪名川町紫合		兵庫太子町鵜		
	養父市広谷		三木市吉川町		たつの市揖保川町		
	養父市関宮		加東市河高		たつの市御津町		
	朝来市山東町		加東市天神		上郡町大持		
	朝来市新井		多可町中区		佐用町佐用		
			多可町加美区		佐用町下徳久		
			多可町八千代区		佐用町三日月		
			西脇市黒田庄町前坂		姫路市安富町安志		
			加西市北条町		宍粟市一宮町		
			兵庫稲美町国岡		宍粟市千種町		
南 東 部	神戸東灘区住吉東町		播磨町東本荘		姫路市林田		
	神戸灘区八幡町		丹波市柏原町		姫路市豊富		
	神戸兵庫区上沢通		丹波市氷上町		姫路市本町		
	神戸北区藤原台南町		丹波市青垣町		姫路市網干		
	神戸北区南五葉		丹波市山南町		姫路市白浜		
	神戸長田区神楽町		丹波市市島町				
	神戸須磨区若草町		篠山市宮田				
	神戸垂水区日向		篠山市今田町				
	神戸西区竹の台		西宮市名塩				

【防災科学技術研究所整備の震度観測点】

北 部	豊岡市出石町	南 東 部	神戸兵庫区鳥原町	南 西 部	姫路市安田	淡 路 島	洲本市五色町都志
	兵庫香美町香住区香住		西宮市平木		市川町西川辺		淡路市久留麻
	兵庫香美町村岡区神坂		三田市下里		たつの市龍野町		南あわじ市北阿万
	新温泉町浜坂		明石市相生		赤穂市加里屋		
	養父市大屋町		加古川市志方町		佐用町上月		
	朝来市生野町		西脇市上比延町		宍粟市波賀町		
	朝来市和田山町柳原		三木市福井		宍梨市山崎町船元		
			丹波市春日町				
			篠山市杉				

※気象庁観測点、兵庫県など自治体整備の計測震度観測点、防災科学技術研究所整備の計測震度観測点で震度 1 以上を観測した場合、一覧表に各地の震度として掲載する。
震度観測点名は震度情報発表名称。

(資料 8-17) 防災カメラ設置施設一覧表

表示順	カメラ設置場所	所 管	表示名称	備考
1	広田地区公民館	南あわじ市	広田	初尾川の水位
2	松帆櫟田	南あわじ市	松帆櫟田	市道倭文古津路線の冠水状況
3	松帆北方	南あわじ市	松帆北方	市道北方線の冠水状況
4	オニオンタワー	南あわじ市	オニオンタワー（北側）	県道福良江井岩屋線の冠水状況
5		南あわじ市	オニオンタワー（東側）	西淡三原 I C の状況確認
6	湊東	南あわじ市	御原橋	三原川の水位
7	湊港	南あわじ市	湊港	潮位確認。量水標あり
8	湊港（埋め立て）	南あわじ市	湊新島	県道阿万福良湊線の土砂崩れ等の状況
9	伊毘	南あわじ市	伊毘	潮位確認
10	阿那賀漁港	南あわじ市	阿那賀	潮位確認
11	市役所屋上	南あわじ市	市役所屋上	三原川の水位
12	倭文小石橋付近	南あわじ市	倭文流	県道大谷鮎原神代線の冠水状況
13	志知松美橋付近	南あわじ市	志知松本	県道阿那賀市線の冠水状況
14	門崎	南あわじ市	鳴門海峡	潮位確認
15	阿万塩屋町	南あわじ市	阿万塩屋町	塩屋川、百軒堀の水位
16	灘地区公民館	南あわじ市	灘土生	潮位確認
17	沼島地区公民館	南あわじ市	沼島漁港	潮位確認
18	松帆小付近	兵庫県	松帆小付近	三原川の水位
19	阿万海岸	兵庫県	阿万海岸	潮位確認

(資料 8-18) デジタル防災行政無線屋外拡声子局一覧表

番号	施設名称 (取付場所)	所在地	スピー カー	サイレ ン	災害のおそれ			
					洪水	土砂	高潮	津波
1	山添分団器具庫	山添 574-1	○	○		○		
2	旧緑庁舎	広田広田 1061-1	○	○				
3	広田分団器具庫	広田広田 209-6	○	○				
4	中筋分団器具庫	中条中筋 2402	○	○				
5	中条第二分団器具庫	中条徳原 426	○	○				
6	長田分団器具庫	倭文長田 1542-8	○	○				
7	神道公会堂	倭文神道 173-1	○	○				
8	倭文支所 (緑防災センター)	倭文庄田 204	○	○				
9	倭文中学校	倭文庄田 547	○	○				
10	土井集落センター	倭文土井 1908	○	○		○		
11	安住寺分団器具庫	倭文安住寺 1064-6	○	○		○		
12	古津路公会堂	松帆古津路 178-1	○	-	○		○	
13	古津路集会所	松帆古津路 318-1	○	-	○		○	
14	西淡社会教育センター	松帆古津路 970-1	○	-	○		○	
15	慶野松原荘	松帆古津路 970-67	○	○	○		○	
16	コミュニティプラザけいの	松帆慶野 725	○	○			○	
17	北浜公会堂	松帆北浜 30-1	○	○	○		○	
18	櫛田コミュニティプラザ	松帆櫛田 220-1	○	-				
19	宝明寺集会所	松帆宝明寺 208	○	○				
20	北方営農集会所	松帆北方 662	○	-	○		○	○
21	江尻集落センター	松帆江尻 502	○	-	○		○	
22	松帆活性化センター	松帆高屋乙 100-1	○	○	○		○	
23	脇田集会所	松帆脇田 785	○	-	○		○	
24	志知川分団詰所 (日吉神社)	松帆志知川 537	○	-	○		○	○
25	西路集会所	松帆西路 74-1	○	-	○		○	○
26	オニオンタワー	松帆西路 1705	-	○	○		○	
27	湊地区公民館	湊 90-1	○	○	○		○	
28	湊集会所	湊 1332	○	○			○	
29	湊小学校	湊里 1502-1	○	-				
30	登立集会所	湊登立 1201-7	○	○				
31	津井消防センター	津井 2263-1	○	○		○		
32	雁来地区安心コミュニティプラザ	津井 1674-4, 1584-2	○	○				
33	西本村コミュニティプラザ	津井 157-2, 158-2, 156-3	○	○				
34	伊毘地区コミュニティプラザ	阿那賀 841-3	○	○				○
35	阿那賀地区公民館	阿那賀 25	○	○	○	○		
36	阿那賀第2分団第2部詰所	阿那賀 1529-1	○	○		○		
37	阿那賀第2分団第3部詰所	阿那賀 1447	○	○			○	○
38	山口公会堂	伊加利山口 1456-1	○	○		○		
39	伊加利地区公民館	伊加利 614	○	○				

番号	施設名称（取付場所）	所在地	スピー カー	サイ レン	災害のおそれ			
					洪水	土砂	高潮	津波
40	伊加利分団第3部詰所	伊加利 1767-1	○	○				
41	志知第2分団第2部詰所(第五分団)	志知奥 208-1	○	○	○	○		
42	西淡志知小学校	志知南 16	○	○				
43	志知北公会堂	志知北 540	○	○				
44	志知コミュニティプラザ	志知 80	○	○	○			○
45	大榎列公会堂	榎列大榎列 878-4	○	-				
46	小榎列集会所	榎列小榎列 288	○	○				
47	山所集会所	榎列山所 1190-4	○	-				
48	榎列公民館	榎列下幡多 421-1	○	○	○			
49	掃守会館	榎列掃守 261-1	○	○	○			
50	八木第1分団屯所	八木馬回 394-1	○	○		○		
51	寺内公会堂(八木第2分団屯所)	八木寺内 163	○	○				
52	八木天野コミュニティ消防センター	八木大久保 590	○	○				
53	八木第3分団屯所	八木養宜上 299	○	○				
54	八木笑原コミュニティ消防センター (八木第4分団屯所)	八木新庄 431	○	○				
55	三原庁舎	市福永 358-1	○	○				
56	市コミュニティ消防センター (市第3分団屯所)	市福永 548-5	○	○				
57	市第1分団屯所	市市 71	○	-				
58	徳長公会堂	市徳長 141	○	-				
59	浦壁集会所	神代浦壁 644-5	○	○				
60	神代コミュニティ消防センター (神代第2分団屯所)	神代地頭方 1340-1	○	○				
61	神代第3分団屯所	神代国衙 661-2	○	○				
62	倭文研修指導施設(倭文集会所)	倭文流 188-1	○	○	○			
63	三原志知小学校	志知佐礼尾 9-1	○	○	○			
64	志知中島老人福祉センター	志知中島 893	○	○	○			
65	南淡公民館	福良甲 512-2	○	○	○		○	○
66	福良小学校防災放送照明塔	福良乙 1205	○	○				
67	福良コミュニティ消防センター	福良乙 1670	○	○			○	○
68	老人福祉センター仁尾荘	福良丙 98-1	○	○		○		○
69	サンビーチかるも	福良丙（かるも） 503	○	○		○		○
70	鍛冶屋集会所	賀集鍛冶屋 87	○	○				
71	賀集連絡所	賀集 1053	○	-				
72	八幡集会所	賀集八幡 417-1	○	○	○			
73	賀集第2分団第2部屯所	賀集八幡南 24-3	○	-	○			
74	八幡中公会堂	賀集八幡中 17-3, 16-2	○	○	○			
75	立川瀬コミュニティプラザ	賀集立川瀬 954	○	○				
76	田中会館	賀集立川瀬 25	○	-				

番号	施設名称（取付場所）	所在地	スピー カー	サイ レン	災害のおそれ			
					洪水	土砂	高潮	津波
77	野田集会所	賀集野田 110	○	-				
78	老人福祉センターゆずるは荘	賀集牛内 662-3	○	○				
79	生子コミュニティプラザ	賀集生子 376	○	-				
80	高萩コミュニティセンター	賀集福井 1129	○	-				
81	福井町内会館（人形会館）	賀集福井 392-1	○	-				
82	賀集第 5 分団第 3 部屯所	賀集福井 1810-2	○	○				
83	稲田荘	北阿万稲田南 681-1	○	-				
84	伊賀野会館 （北阿万モデルコミュニティセンター）	北阿万伊賀野 575	○	-				
85	北阿万小学校	北阿万新田中 217	○	○				
86	北阿万第 1 分団第 2 部詰所	北阿万新田北 56	○	○				
87	筒井農業研修センター	北阿万筒井 470-1	○	-				
88	高原集会所	北阿万筒井 2311	○	○				
89	潮美台コミュニティセンター （潮美台西公園）	潮美台 1 丁目 19-19	○	○				
90	阿万第 1 分団第 1 部詰所	阿万上町 402	○	○	○			
91	阿万小学校	阿万下町 420	○	○	○			
92	佐野集会所	阿万塩屋町 2313-1	○	○				
93	塩屋町情報管理センター	阿万塩屋町 995	○	○		○		
94	阿万スポーツセンター	阿万塩屋町 757-63	○	○				
95	吹上集会所	阿万吹上町 717	○	○				
96	阿万海岸海水浴場管理棟	阿万西町 38-5	○	○				○
97	阿万第 3 分団 1 部詰所	阿万西町 342-2	○	○				
98	あづま荘	阿万東町 680	○	○				
99	丸田集会所	阿万西町 849-1	○	○		○		
100	潮崎会館	灘仁頃 283	○	○		○		
101	地野集落センター	灘地野 149-1	○	○		○		
102	大川公会堂	灘土生 728-117	○	○		○		
103	灘連絡所（灘開発総合センター）	灘土生 1-1	○	○		○		○
104	灘第 2 分団第 1 部詰所	灘油谷 189-2	○	○		○		
105	灘小学校（体育館）	灘山本 313	○	○		○		
106	灘第 3 分団詰所	灘黒岩 359-1	○	○		○		
107	白崎地区避難所付近（社務所）	灘白崎 150	○	○		○		
108	来川コミュニティセンター	灘来川 77	○	○		○		
109	沼島小学校	沼島 995	○	○		○		○
110	沼島出張所（沼島総合センター）	沼島 2368-1	○	○				○
111	沼島第 3 分団詰所（漁船保管場所）	沼島	○	○		○	○	○
112	沼島海水浴場管理棟	沼島	○	-			○	○
113	湊排水機場	湊 1103-1	○	-	○		○	○
114	内原コミュニティプラザ	津井 2906-16	○	○				

番号	施設名称（取付場所）	所在地	スピー カー	サイ レン	災害のおそれ			
					洪水	土砂	高潮	津波
115	津井浄化センター	津井 968	○	－				
116	阿那賀西路	阿那賀西路 23-2	○	○		○		
117	阿那賀志知（植栽帯）	阿那賀志知川 134 地先	○	－		○		
118	晴海ヶ丘	阿那賀 1603-71	○	－				
119	東本町公会堂	福良甲 976	○	－		○		
120	コミュニティプラザ向谷	福良甲 140-7	○	○			○	○
121	福良浄化センター	福良甲 135-12	○	－				○
122	福良漁業共同組合	福良丙 28	○	－			○	○
123	阿万第 3 分団第 2 部詰所	阿万東町 385 地先	○	○		○		

（資料 9－1） 災害用伝言ダイヤル及び伝言板サービスについて

災害時においては被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。

そのような状況下に電気通信事業者各社から、安否確認システム「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（web171）」が提供される。

① 提供の開始

- ・地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通信等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（幅そう）になっている場合開始させる。
- ・被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件

ア 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ・伝言時間…1伝言あたり30秒間録音
- ・伝言保存期間…2日間
- ・伝言蓄積数…1電話番号あたりの伝言数は1～10伝言で、提供時知らせる。

イ 「災害用伝言板（web171）」

- ・接続条件…インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセスURL …[http:// www.web171. jp](http://www.web171.jp)
- ・伝言文字数…1件あたり100文字まで入力可能
- ・伝言登録数…20件まで（20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- ・伝言保存期間…最大で6ヶ月

③ 伝言通知要領

- ・約800万伝言

④ 提供時の周知方法

- ・テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等お知らせ
- ・電話がかかりにくくなっている場合は、「幅そうメッセージ」の中「災害用伝言ダイヤル（171）、或いは災害用伝言板（web171）をご利用いただきたい旨の案内」
- ・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等の配備

(資料 9 - 2) 南あわじ市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成17年 9 月 5 日

告示第164号

改正 平成18年12月15日告示第96号

平成19年 5 月15日告示第61号

平成19年11月28日告示第89号

平成24年 3 月30日告示第25号

平成26年 3 月31日告示第14号

平成28年 3 月30日告示第27号

(目的)

第1条 この告示は、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）に定めるもののほか、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織による防災資機材等の整備を促進するため、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる組織（以下「補助対象組織」という。）は、地域において自主的な防災活動を行うために、自治会（2以上の自治会で組織する場合も含む。）を単位として結成された組織団体とする。ただし、1自治会を世帯数により分割して組織することができるものとする。

世帯数	上限組織数
100世帯未満	1 組織
100世帯以上 200世帯未満	2 組織
200世帯以上	3 組織

2 補助対象組織の代表者は、自主防災組織結成届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長が自主防災組織として適当と認めた場合は、自主防災組織結成認定通知書（様式第2号）により補助対象組織に通知するものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象組織が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災組織の整備を図る事業 前条第3項の通知を受けた日から3年以内に実施する別表第1 自主防災組織の整備を図る事業の項に定める事業
- (2) 自主防災組織の活性化を図る事業 前号に規定する事業の完了後に実施する別表第1 自主防災組織の活性化を図る事業の項に定める事業

(補助金額及び対象期間)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。ただし、補助対象組織が第2条第1項ただし書に規定する組織である場合の自主防災組織の整備を図る事業における補助限度額の適用については、同表に定める額から10万円を減じた額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象組織は、補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織育成事業補助金交付申請書(様式第3号)、その他関係書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、交付申請は同一年度に2回を限度として申請することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により補助対象組織に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第7条 補助対象組織は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、自主防災組織育成事業変更等承認申請書(様式第5号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、その旨を自主防災組織育成事業変更等承認通知書(様式第6号)により補助対象組織に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 補助対象組織は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、自主防災組織育成事業実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、自主防災組織育成事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象組織に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 補助対象組織は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、自主防災組織育成事業補助金交付請求書(様式第9号。以下「交付請求書」という。)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金を

交付する。

(事業の実施状況の報告等)

第11条 市長は、補助事業の適正を帰するため、補助対象組織に対し、補助事業の進捗状況その他必要な報告を求めることができる。

(維持管理等)

第12条 補助対象組織は、第3条の事業により整備した資機材等については、自己の費用をもってこれを適正に維持し、管理しなければならない。

(防災訓練の実施)

第13条 補助対象組織は、毎年1回以上防災訓練又はこれに類する訓練を実施するものとする。

2 前項の規定により訓練を実施した補助対象組織は、防災訓練実施報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

(紛争等の処理)

第14条 補助対象組織は、補助事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助対象組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を自主防災組織育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を自主防災組織育成事業補助金返還命令書(様式第12号)により命ずることができる。

- (1) この告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第11条の規定による報告をせず、又は指示に従わないとき。
- (4) 第12条の規定による維持管理が適正にされていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(整備保管)

第16条 補助対象組織は、補助事業と他の事業の経理について明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(兵庫県住宅再建共済制度への加入)

第17条 補助対象組織は、当該加入世帯の20パーセント以上の世帯が、兵庫県住宅再建共済制度に加入するよう努めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月5日から施行する。

附 則（平成18年告示第96号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第61号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第89号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第25号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第14号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

自主防災組織の整備を図る事業	市消防団と連携して実施する次に掲げる事業（1～3の事業は必ず実施するものとする。） 1 防災マップの作成 2 防災訓練の実施 3 防災資機材の整備 4 避難開始時期の取決め 5 その他組織の整備に必要と認められるもの
自主防災組織の活性化を図る事業	1 避難経路等の簡易な整備 2 防災訓練の実施 3 防災資機材の整備 4 学習会の開催 5 その他組織活動の活性化に必要と認められるもの

別表第2（第4条関係）

事業名	世帯数	補助限度額	補助率
自主防災組織の整備を図る事業	50世帯未満	300,000円／組織	4／5
	50世帯以上100世帯未満	400,000円／組織	
	100世帯以上150世帯未満	500,000円／組織	
	150世帯以上200世帯未満	600,000円／組織	
	200世帯以上	700,000円／組織	
自主防災組織の活性化を図る事業	50世帯未満	120,000円／年	4／5
	50世帯以上100世帯未満	140,000円／年	
	100世帯以上150世帯未満	170,000円／年	
	150世帯以上200世帯未満	210,000円／年	
	200世帯以上	250,000円／年	

様式省略

(資料 9 - 3) 南あわじ市防災リーダー養成補助金交付要綱

平成18年 6 月20日

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時に公的な救援が及ぶまでの間、避難誘導や救助、避難所の世話などにあたり、平時からそれぞれの家庭や地域社会、企業団体において防災意識の啓発にあたることのできる防災士の育成を図るため、防災士養成講座を受講し防災士資格を取得しようとする者に対し、その費用の一部を助成することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、南あわじ市内に在住又は在勤する者で、次のいずれかに該当する者は優先して補助するものとする。

- (1) 南あわじ市内の自主防災組織において中心的な役割を担っている者
- (2) 自治会、事業所等において防災リーダーの役割を担っている者

(対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表に定める養成講座の受講に直接必要な受講料、受験料、資格登録料、交通費及び宿泊料とし、1人1回限りとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定める経費を補助対象とし、当該経費の2分の1の額（最高限度額5万円）とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を申し込み期限までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受理したときは、その審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、受講後、次に掲げる書類を添えて補助金実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 第3条に定める対象経費の領収書(ただし、領収書が発行されるものに限る。)
- (3) 当該補助金とは別に費用負担がされる場合に、その支給額を証明する書類

(補助金等の額の確定及び通知)

第8条 市長は、実績報告書を受理した後、その書類を審査し、当該補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、速やかに申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請書は、補助金交付請求書（様式第3号）により補助金の

請求を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）に定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象となる受講料等（受講料、受験料、資格登録料）	補助対象となる交通費	補助対象となる宿泊費
ひょうご防災リーダー講座受講に必要な受講料等	自宅から会場までの間で、受講するために最も経済的な経路で要したバス代、電車代又は自家用車での有料道路、駐車場の利用に要した費用	—
防災士研修センターが開催する防災士研修講座受講に必要な受講料等	同上	第1日目及び第2日目の宿泊料

様式省略

(資料 9 - 4) 南あわじ市避難経路等整備費補助金交付要綱

平成18年 3月10日

告示第19号

改正 平成19年12月14日告示第94号

(目的)

第1条 この告示は、大規模災害において地域住民を円滑に避難誘導することができる避難経路等の整備を促進するため、市が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる組織（以下「補助対象組織」という。）は、地域において自主的な防災活動を行う自治会（2以上の自治会で組織する場合も含む。）又は南あわじ市自主防災組織育成事業補助金交付要綱（平成17年南あわじ市告示第164号）の規定に基づき認定された自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その内容は、別表のとおりとする。

- (1) 避難経路の整備を図る事業
- (2) 一時避難所の整備を図る事業

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条各号の事業に要する経費について、次表に定めるところにより、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。ただし、直接と請負とに分割して工事施行する場合は、それぞれの補助率を適用するものとする。

工事施工種別	補助率	備考
直 接	材料経費の全額	直接とは、補助対象組織が直接施工を行う場合をいう。
請 負	経費の2／3以内	請負とは、補助対象組織が外部へ発注する場合をいう。

2 前項の規定にかかわらず、南あわじ市津波ハザードマップにおける津波浸水想定地域については、予算の範囲内において前条各号の事業に要する経費の全額を補助することができるものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付の申請その他補助金の交付に関し必要な事項は、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）の定めるところによるものとする。

(維持管理等)

第6条 補助対象組織は、第3条の事業により整備した避難経路等については、自己の費用をもって当該避難経路等を適正に維持し、管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第7条 補助対象組織は、補助対象事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第94号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業種別	内容
避難経路の整備を図る事業	① 舗装工事 ② 擁壁工事 ③ 手摺設置工事 ④ 防護柵設置工事
一時避難所の整備を図る事業	① 整地工事 ② 擁壁工事 ③ 舗装工事 ④ 防護柵設置工事

(資料 9 - 5) 南あわじ市簡易耐震診断推進事業実施要綱

平成17年 9 月26日

告示第174号

改正 平成21年 6 月26日告示第54号

平成23年 8 月25日告示第58号

平成27年 3 月18日告示第30号

平成28年 3 月30日告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、市内に存する住宅（国、県、市及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 第3条に定める対象住宅について、市が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使う共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁を接して、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条で定める簡易耐震診断員で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項による建築士事務所に所属する者をいう。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び第49条に規定する理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 事業の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年 5 月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。
- (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの

(3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

(4) 原則として、建築基準法に適合しているもの

(5) 過去に、市並びに合併前の緑町、西淡町、三原町及び南淡町が行った耐震診断事業の適用を受けていないこと。

(事業の内容)

第4条 市長は、耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等（以下「申込者」という）より次条に規定する申し込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

(申し込み手続き)

第5条 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（戸建て住宅用）（様式第1号）、簡易耐震診断申込書（共同住宅用）（様式第2号）又は簡易耐震診断申込書（長屋住宅用）（様式第3号）（以下これらを「申込書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 管理者等が申し込みをする場合 簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書（様式第4号）

(2) 長屋住宅の申し込みをする場合 簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書（様式第5号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（戸建て住宅及び長屋住宅用）（様式第6号）又は簡易耐震診断実施決定通知書（共同住宅用）（様式第7号）（以下これらを「決定通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施要件不適合通知書（戸建て住宅及び長屋住宅用）（様式第8号）又は簡易耐震診断実施要件不適合通知書（共同住宅用）（様式第9号）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(経費及び申込者の費用負担)

第7条 この事業に係る診断経費は別表のとおりとし、市がこれを負担する。

(耐震診断の着手)

第8条 市長は、決定通知書により申込者に通知した後、速やかに耐震診断技術者の派遣を依頼するものとする。

(耐震診断の辞退)

第9条 申込者は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断を辞退するときは、簡易耐震診断実施決定辞退届（戸建て住宅用）（様式第10号）、簡易耐震診断実施決定辞退届（共同住宅用）（様式第11号）又は簡易耐震診断実施決定辞退届（長屋住宅用）（様式第12号）に次の各号に定める書類を添えて市長に辞退の届出をすることができる。

- (1) 第2条第7号に規定する管理者等が届出する場合 簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する証書（様式第13号）
- (2) 長屋住宅の場合 簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する同意書（様式第14号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する届出の期間は、決定通知を受けた日の翌日から15日以内とする。

3 第1項の届出があったときは、当該申請に係る実施決定はなかったものとみなす。

(耐震診断の実施)

第10条 耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項に規定する診断結果を確認した後、これを当該申込者に報告するものとする。

(耐震診断の取り消し)

第11条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込その他の不正の行為により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の決定を取り消したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施決定取消通知書（戸建て住宅及び長屋住宅用）（様式第15号）又は簡易耐震診断実施決定取消通知書（共同住宅用）（様式第16号）により当該申込者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成17年10月3日から施行する。

附 則（平成21年告示第54号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第58号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第30号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第28号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の第7条及び別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

耐震診断経費

建物・構造種別			No	1棟当たり診断経費
戸建て住宅	木造		1	30,900円
	非木造		2	62,400円
長屋	木造		3	62,400円
	RC造	1棟目	4	213,000円 (2戸の場合125,000円) (3戸の場合187,000円)
		2棟目以降	5	153,000円 (2戸の場合125,000円)
	鉄骨造	1棟目	6	112,000円
		2棟目以降	7	78,100円
共同住宅	木造		8	62,400円
	RC造	図面有り	9	213,000円 (2戸の場合125,000円) (3戸の場合187,000円)
		図面なし	10	315,000円 (2戸の場合125,000円) (3戸の場合187,000円) (4戸の場合249,000円)
		2棟目以降	11	153,000円 (2戸の場合125,000円)
	鉄骨造	1棟目	12	112,000円
		2棟目以降	13	78,100円

様式省略

(資料 9 - 6) 南あわじ市住宅耐震改修計画策定費補助金交付要綱

平成24年 3月30日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時において特に通行を確保すべき道路に面する住宅の耐震化を促進するため、当該住宅に係る耐震改修計画を策定する者に対して予算の範囲内で交付する住宅耐震改修計画策定費補助金（以下「補助金」という。）に関し南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 昭和56年 5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（住宅部分が2分の1以上である併用住宅を含む。）であって、耐震診断を実施した結果、安全性が低いと診断されたものをいう。
- (2) 住宅耐震改修計画 住宅の耐震性が別に定める基準を満たすように改修するための計画（工事費の見積りを含む。）をいう。
- (3) 県補助金 兵庫県県土整備部補助金交付要綱に基づくわが家の耐震改修促進事業の住宅耐震改修計画策定費補助金をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 地震等の災害時において、特に通行を確保すべき道路として市長が指定する道路に面した住宅を所有する者
- (2) 県補助金の交付決定を受けた者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、県補助金の対象となる住宅耐震改修計画の策定に要する経費（計画策定時の耐震診断経費を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費から、当該対象者が受けられる県補助金に相当する額を差し引いた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅耐震改修計画策定費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第5条第3項に規定する通知は、住宅耐震改修計画策定費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該住宅耐震改修計画策定が完了したときは、速やかに住宅耐震改修計画策定実績報告書（様式第3号）に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第9条 規則第11条に規定する通知は、住宅耐震改修計画策定費補助金額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、確定した補助金の額が第7条の規定により通知された金額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の確定を受けた補助事業者は、住宅耐震改修計画策定費補助金請求書（様式第5号）により補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し通知）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 既に交付決定を受けた住宅耐震改修計画の策定に着手しなかったとき又は休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の取り消したときは、その旨を住宅耐震改修計画策定費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式省略

(資料 9 - 7) 南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成29年 3 月31日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、南あわじ市耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に倒壊等の危険性の高い住宅の耐震性の向上を図るため、耐震化工事等を実施する者に対し予算の範囲内で交付する南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 次に掲げる設備を全て備えている住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であって、自己の居住の用に供しているものをいう。

ア 専用の出入口

イ 1室以上の居室

ウ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。）の炊事用流し

エ 専用のトイレ

- (2) 対象住宅 昭和56年 5 月31日以前に着工された市内に所在する住宅であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 次のいずれにも該当しないもの

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられているもの

(イ) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条に規定する認定に基づき建築されたもの

イ 兵庫県住宅再建共済制度の対象となっているもの又は対象とする予定のもの

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,442万1,053円）以下の者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は対象者が実施する別表左欄に掲げる事業に要する費用とし、補助

金の額は当該事業ごとに同表右欄に掲げる額とする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(南あわじ市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 南あわじ市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成20年南あわじ市告示第39号）

(2) 南あわじ市住宅耐震改修計画策定費補助金交付要綱（平成24年南あわじ市告示第37号）

(3) 南あわじ市防災ベッド等設置費補助金交付要綱（平成27年南あわじ市告示第82号）

(4) 南あわじ市住宅耐震化建替工事費補助金交付要綱（平成27年南あわじ市告示第83号）

(5) 南あわじ市耐震シェルター型工事費補助金交付要綱（平成28年南あわじ市告示第64号）

(6) 南あわじ市屋根軽量化工事費補助金交付要綱（平成28年南あわじ市告示第65号）

(経過措置)

3 この告示の施行前に対象住宅についてなされたこの告示による廃止前の前項各号に掲げる告示の規定による補助金の交付及び兵庫県県土整備部補助金交付要綱に基づくひょうご住まいの耐震化促進事業による補助金の交付は、この告示の規定による同種の事業に対する補助金の交付とみなす。

別表（第4条関係）

事業の種別	事業の内容	補助金の額
耐震改修計画の策定	対象住宅（耐震診断により安全性が低いと診断されたものに限る。以下同じ。）について別に定める耐震化基準を満たすよう改修するための計画（工事費の見積りを含む。）の策定（計画策定時の耐震診断を含む。）。ただし、対象住宅について、この告示による耐震改修計画の策定又は屋根軽量化工事に係る補助金を交付されているものを除く。	事業に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額と次の各号に掲げる住宅の区分に応じて定める補助限度額を比較して少ない方の額に相当する額 (1) 戸建住宅 200,000円（計画策定時の耐震診断の結果、安全性が低いと判断されなかった場合は、33,000円） (2) 共同住宅 1戸当たり120,000円（計画策定時の耐震診断の結果、安全性が低いと判断されなかった場合は、40,000円）

事業の種別	事業の内容	補助金の額
耐震改修工事	対象住宅（この告示による屋根軽量化工事に係る補助金が交付されているものを除く。）について別に定める耐震化基準を満たすよう改修するための次の工事 (1) 基礎、柱、はり、耐力壁及びすじかいの補強工事 (2) 床面の剛性を高める工事 (3) 屋根軽量化工事 (4) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法等耐震改修工法として兵庫県知事が認める工法を利用した工事 (5) 減築工事（工事後対象住宅が住宅の要件を満たすものに限る。） (6) 第1号から第5号までに掲げる工事に伴う附帯工事	事業に要する費用の額（対象住宅について、この告示による簡易耐震改修工事、耐震シェルター型工事又は防災ベッド等の設置に係る補助金が交付されている場合は、その額を控除した額）と次の各号に掲げる事業費の区分に応じて定める補助限度額（共同住宅にあっては1戸当たり400,000円）を比較して少ない方の額に相当する額 (1) 次号に掲げる対象住宅以外の対象住宅における事業費 ア 500,000円未満 200,000円 イ 500,000円以上 1,000,000円未満 500,000円 ウ 1,000,000円以上 1,500,000円未満 700,000円 エ 1,500,000円以上 2,000,000円未満 750,000円 オ 2,000,000円以上 3,000,000円未満 1,050,000円 カ 3,000,000円以上 1,300,000円 (2) 災害時において、特に通行を確保すべきものとして市長が指定する道路に面している対象住宅における事業費 ア 1,000,000円以上 1,500,000円未満 1,200,000円 イ 1,500,000円以上 2,000,000円未満 1,250,000円 ウ 2,000,000円以上 3,000,000円未満 1,550,000円 エ 3,000,000円以上 1,800,000円

事業の種別	事業の内容	補助金の額
簡易耐震改修工事	対象住宅（上部構造評点が木造住宅の場合は0.7未満、非木造住宅の場合はIs0.3未満のものに限るものとし、この告示による屋根軽量化工事又は耐震シェルター型工事に係る補助金を交付されているものを除く。）について耐震化基準（上部構造評点が木造住宅の場合は0.7以上、非木造住宅の場合はIs0.3以上をいう。この項において同じ。）を満たすよう改修するための計画策定（計画策定時の耐震診断（耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていたものを除く。）を含む。）及び前項第1号から第6号までに掲げる工事（これらの費用の総額が500,000円以上のものに限る。）	事業に要する費用の額（対象住宅について、この告示による耐震改修計画の策定及び防災ベッド等の設置に係る補助金が交付されている場合は、その額を控除した額）と500,000円を比較して少ない方の額に相当する額
屋根軽量化工事	対象住宅（木造住宅のうち上部構造評点が0.7以上のものに限るものとし、この告示による簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事又は耐震シェルター型工事に係る補助金を交付されているものを除く。）の土葺瓦屋根を棧瓦葺屋根、石綿スレート板屋根、鉄板葺屋根等に軽量化する工事（附帯工事を含めた費用総額が500,000円以上のものに限る。）	事業に要する費用の額（対象住宅について、この告示による防災ベッド等の設置に係る補助金が交付されている場合は、その額を控除した額）と500,000円を比較して少ない方の額に相当する額
耐震シェルター型工事	別に定める工法により実施する対象住宅（この告示による簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事又は耐震シェルター型工事に係る補助金が交付されているものを除く。）への耐震シェルターの設置工事（附帯工事を含めた費用総額が500,000円以上のものに限る。）	事業に要する費用の額と500,000円を比較して少ない方の額に相当する額
耐震化建替工事	同一敷地内において対象住宅（この告示による屋根軽量化工事に係る補助金が交付されているものを除く。）を除却し、別に定める耐震化基準を満たす住宅に建て替えるための工事（費用総額が1,000,000円以上のものに限る。）	事業に要する費用の額（対象住宅について、この告示による簡易耐震改修工事、耐震シェルター型工事又は防災ベッド等の設置に係る補助金が交付されている場合は、その額を控除した額）と1,000,000円を比較して少ない方の額に相当する額

事業の種別	事業の内容	補助金の額
防災ベッド等の設置	別に定める基準を満たした防災ベッド等（防災ベッド及び木質耐震シェルターをいう。この項において同じ。）の対象住宅（木造住宅に限る。）への設置（購入及び運搬を含むものとし、賃貸住宅に設置するものにあつては当該賃貸住宅の所有者が設置を承諾したものに限る。）	事業に要する費用の額と250,000円に防災ベッド等の設置台数（居住者数の台数を限度とする。）を乗じて得た額を比較して少ない方の額に相当する額

様式省略

(資料 9 - 8) 南あわじ市ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給事業交付要綱

平成19年 2 月 1 日

告示第 6 号

(目的)

第 1 条 この告示は、台風等の自然災害により被災した住宅の再建等のために借り入れた住宅資金融資に対する利子補給を行うことにより、被災者の初期負担を軽減し、被災を受けた住宅の再建等を促進し、住宅ストックの早期回復に資することを目的とする。

(対象災害)

第 2 条 この告示の対象となる自然災害は、平成16年度に発生した台風16、18、21及び23号とする。

(利子補給金の対象者の範囲)

第 3 条 利子補給金の交付を受けることができる者は、別表第 1 に掲げる区分について、すべての要件に該当する者とする。

(利子補給の対象融資及び対象限度額)

第 4 条 利子補給の対象となる融資種別及び対象限度額は、別表第 2 に掲げる区分によるものとする。

2 前項に掲げる融資は、別表第 2 に特別の定めがある場合を除き、重複して交付対象とすることはできない。

(利子補給の対象期間)

第 5 条 利子補給対象期間は、前条の対象融資の交付の日から起算して 5 年間とする。

(利子補給率)

第 6 条 第 4 条に掲げる融資が住宅金融公庫災害復興住宅融資である場合の利子補給率は、当該融資利率と年2.5パーセントを比較して低い方の利率とする。

2 第 4 条に掲げる融資が住宅金融公庫災害復興住宅融資以外の融資である場合の利子補給率は、当該融資利率と年2.5パーセント（当該融資実行日の住宅金融公庫災害復興住宅融資利率が年2.5パーセントを下回る場合にあっては、その利率）を比較して低い方の利率とする。

(利子補給金の交付総額)

第 7 条 建設又は購入の利子補給金の交付総額は、利子補給の対象となる借入金について、最終資金交付日の翌日以降の最初の金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）に定める償還日の前月における応答日の翌日を起算日として、金消契約に定める償還期間及び融資利率により、元金据置期間がある場合は元金据置期間を除き、元利均等の毎月償還があるものとして算出した当初 5 年間の各月の融資残高（1 円未満切捨て）に前条に定める利子補給率を乗じて得た額（1 円未満切捨て）の合計額とする。

2 前項の規定は、補修に係る利子補給金の交付総額について準用する。この場合において同項中「借入金」とあるのは「借入金から250万円を減じた額」と読み替えるものとする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 この告示の利子補給を受けようとするときは、金融機関との金消契約を締結した後、原則として1箇月以内にひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金交付申請書（様式第1―1号から様式第1―5号まで。以下「交付申請書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（利子補給金の交付決定）

第9条 市長は、前条により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行う場合は、必要な条件を付することができる。

3 市長は、利子補給金を交付すべきものと決定したときは、ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金交付決定通知書（様式第2―1号又は様式第2―2号）により当該決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）にその旨を通知するものとする。

（利子補給金の交付月）

第10条 利子補給金の交付は、前年度の3月から当該年度の2月の間に行う対象融資の償還金に対する利子補給金を当該年度の3月（以下「交付月」という。）に交付する。

（利子補給金の請求）

第11条 交付対象者は、交付月の前月末日までに、ひょうご住宅災害復興ローン等に係る利子補給金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 前項の請求は、当該交付月の対象期間に属する金融機関への割賦償還に遅滞がある場合は、その遅滞が解消されるまでの間できないものとする。

（利子補給金の交付）

第12条 市長は、利子補給金の交付にあたり、兵庫県を通じ金融機関に対して交付対象者の割賦償還の事実を確認のうえ、交付対象者指定の預金口座に振り込むものとする。

2 市長は、当該交付月の対象期間に属する金融機関への割賦償還に遅滞がある交付対象者に対しては、利子補給金の交付を停止し、遅滞が解消された日以降の交付月に一括して交付するものとする。

3 前項の交付は、各交付月に交付すべき利子補給金の2回分を限度とし、当該交付月の前々回以前の交付月に交付すべきであった利子補給金は交付しない。

4 市長は、当該交付月の対象期間に属する金融機関への割賦償還につき、繰上償還があった交付対象者で、その旨を付した文書の提出がない交付対象者に対しては、利子補給金の交付を停止し、当該文書の提出があった日以降の交付月に一括して交付するものとする。

（交付対象者の報告義務）

第13条 交付対象者が利子補給期間中にあって、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を付した文書を市長に提出しなければならない。

(1) 繰上償還を行ったとき。

(2) 割賦償還を行わなかったとき。

- (3) 借入金に係る繰上償還請求を受けたとき。
- (4) 交付対象者の氏名又は住所の変更があったとき。
- (5) 対象住宅の所有権を移転したとき。
- (6) その他市長が交付対象者の実情を把握するため必要な報告を求めたとき。

2 交付対象者が利子補給期間中に死亡した場合は、その同居親族は速やかにその旨を付した文書を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第14条 市長は、利子補給期間中において、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

- (1) 対象住宅の所有権を移転したとき。
- (2) 対象住宅が賃貸住宅である場合を除き、自らの居住の用に供しなくなったとき。
- (3) 交付対象者が死亡したとき。
- (4) 正当な理由なく利子補給金の請求を行わなかったとき。
- (5) 前条に規定する報告を正当な理由なく、当該事実の発生した日から1箇月以上怠ったとき。
- (6) 対象融資の償還を6箇月以上行わなかったとき。

(利子補給金の交付決定の変更)

第15条 市長は、利子補給対象期間中において、交付対象者が利子補給の対象となる借入金について繰上償還を行った場合は、次の区分に従いひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金交付決定変更通知書（様式第4－1号又は様式第4－2号）を交付対象者に交付し、利子補給金の交付決定の変更を行うものとする。

- (1) 対象融資を全額繰上償還した場合 全額繰上償還を行った日以降最初に到来する予定であった償還日の前月における応答日まで交付し、以降の利子補給は打ち切るものとする。
- (2) 対象融資を一部繰上償還した場合 繰上償還を行った日以降の交付額は、利子補給金の交付対象となった借入金の繰上償還日における融資残高について、繰上償還後の第1回償還日の前月における応答日の翌日を起算日として、繰上償還後に定める償還期間及び当初融資利率により元利均等の毎月償還があるものとして算出した各月の融資残高（1円未満切捨て）に第6条に定める利子補給率を乗じて得た金額について、当初5年間のうち繰上償還までの償還期間を差し引いた期間の合計額とする。

2 交付対象者が死亡した場合は、市長が特に必要と認めるときは当該交付対象者に交付することとしていた利子補給金の残額をその承継者に引き続き交付するものとする。

3 前項の場合、引き続き利子補給の交付を受けようとする承継者は、市長にその旨を付した文書を提出するものとする。

(利子補給の対象)

第16条 この告示に基づく利子補給金の交付は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間

に利子補給金の交付申請があったものに限る。

(報告、届出、調査及び指示)

第17条 市長は、利子補給の交付に関して必要があると認めるときは、交付対象者及び金融機関に対し、報告若しくは届出を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができるものとする。

2 交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに該当する届出をするものとする。

- (1) 交付対象者の氏名の変更があったとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金に係る氏名変更届(様式第5号)
 - (2) 交付対象者の住所の変更があったとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金に係る住所変更届(様式第6号)
 - (3) 交付対象者の償還口座の変更があったとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金に係る償還口座変更届(様式第7号)
 - (4) 交付対象者が利子補給期間中に死亡し、相続人が引き続き償還を行うとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金交付申請書(様式第8号)
 - (5) 交付対象者が利子補給期間中に死亡し、相続人が全額償還を行うとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給金交付申請書(様式第9号)
 - (6) 交付対象者の返済方法の変更があったとき ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給融資返済方法変更届(様式第10号)
 - (7) 交付対象者が利子補給を辞退したとき 辞退届(様式第11号)
- (その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	要件
建設・購入（自己居住用住宅）	① 対象災害により被災を受け、半壊以上のり災判定を受けている者 ② 被災時に居住していた持家を解体した者又は被災時に居住していた賃貸住宅が解体された者 ③ 年収が1,442万円（給与所得者以外の場合は1,200万円）以下の者 ④ 取得する住宅の床面積が175m ² （り災住宅の床面積が175m ² 超の場合は、当該床面積が上限）以下の住宅を建設又は購入した者 ⑤ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合している住宅を南あわじ市で建設又は購入した者
建設・購入（賃貸住宅）	① 対象災害により所有していた賃貸住宅が被災を受け、半壊以上のり災判定を受けている者 ② 被災にあった賃貸住宅を解体した者 ③ 住宅金融公庫災害復興住宅融資を借り入れ、南あわじ市で被災者向け賃貸住宅を建設又は購入した者
補修（自己居住用住宅）	① 対象災害により被災を受け、床上浸水以上のり災判定を受けている者 ② 被災時に居住していた持家を補修する者 ③ 住宅の補修のために500万円以上対象融資を借り入れている者 ④ 年収1,442万円（給与所得者以外の場合は1,200万円）以下の者

別表第2（第4条関係）

区分	対象融資	対象限度額
建設・購入（自己居住用住宅）	(1) 住宅金融公庫融資	1,160万円 (基本融資部分に限る。)
	(2) ひょうご住宅災害復興ローン	800万円
	(3) 民間住宅融資等	1,160万円
	(1) 及び(2)については重複して交付対象とすることができる。	
建設・購入（賃貸住宅）	住宅金融公庫災害復興住宅融資	1,160万円／1戸 (被災を受けた戸数が限度)
補修（自己居住用住宅）	(1) 住宅金融公庫融資	640万円
	(2) ひょうご住宅災害復興ローン	400万円
	(3) 民間住宅融資等	640万円
	各号について、重複して交付対象とすることができるが、640万円を限度とする。	

様式省略